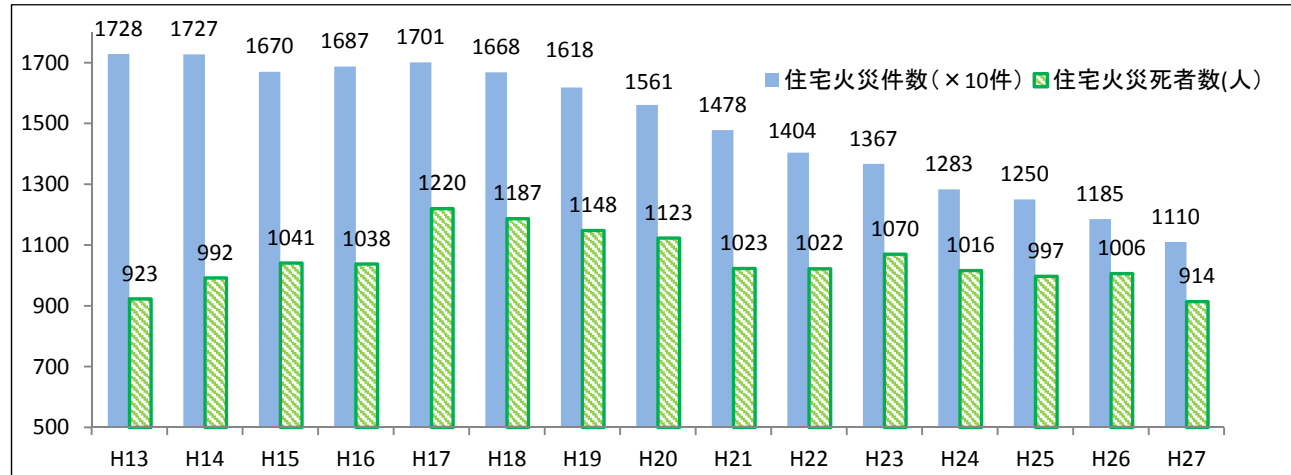


火災予防の現状

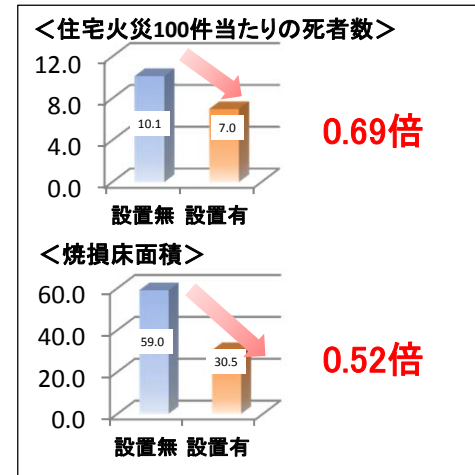
住宅火災等の状況

●木造建築物が密集する地域には多くの住宅が立地するが、近年は住宅の出火件数等は減少傾向。

【図1】住宅火災の件数と死者数の推移(放火自殺者等を除く。)(H13からH27まで)

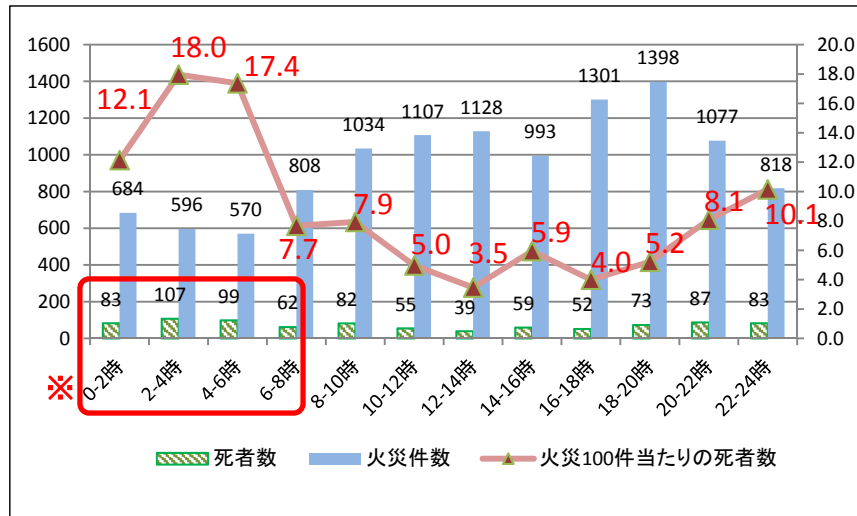


【図3】住宅用火災警報器の効果



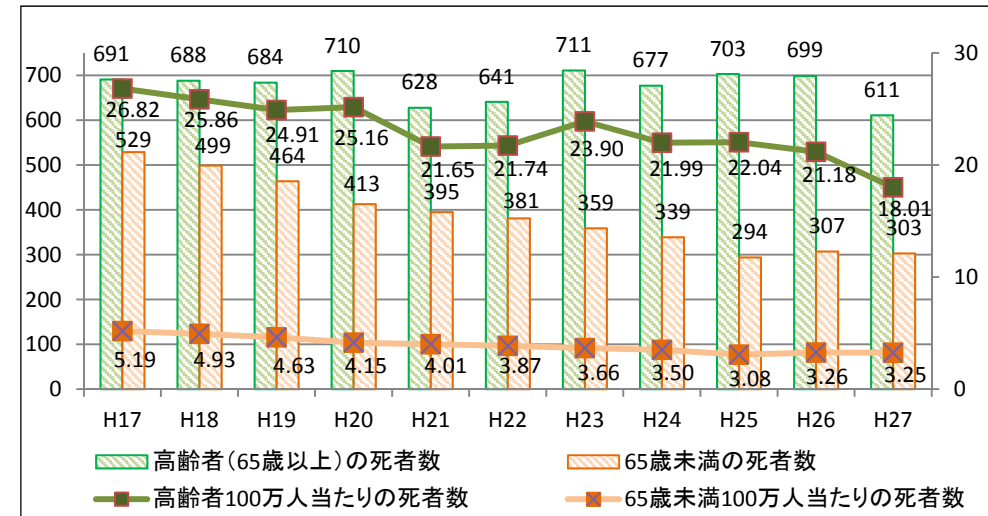
※H25-H27における失火が原因の火災について比較

【図2】住宅火災における時間帯別死者の発生状況 (H27中)



※就寝時間帯の死者数(351人)は、平成17年(558人)と比べて約4割減

【図4】人口100万人当たりの住宅火災の死者数の推移(放火自殺者等を除く。)(H17からH27まで)

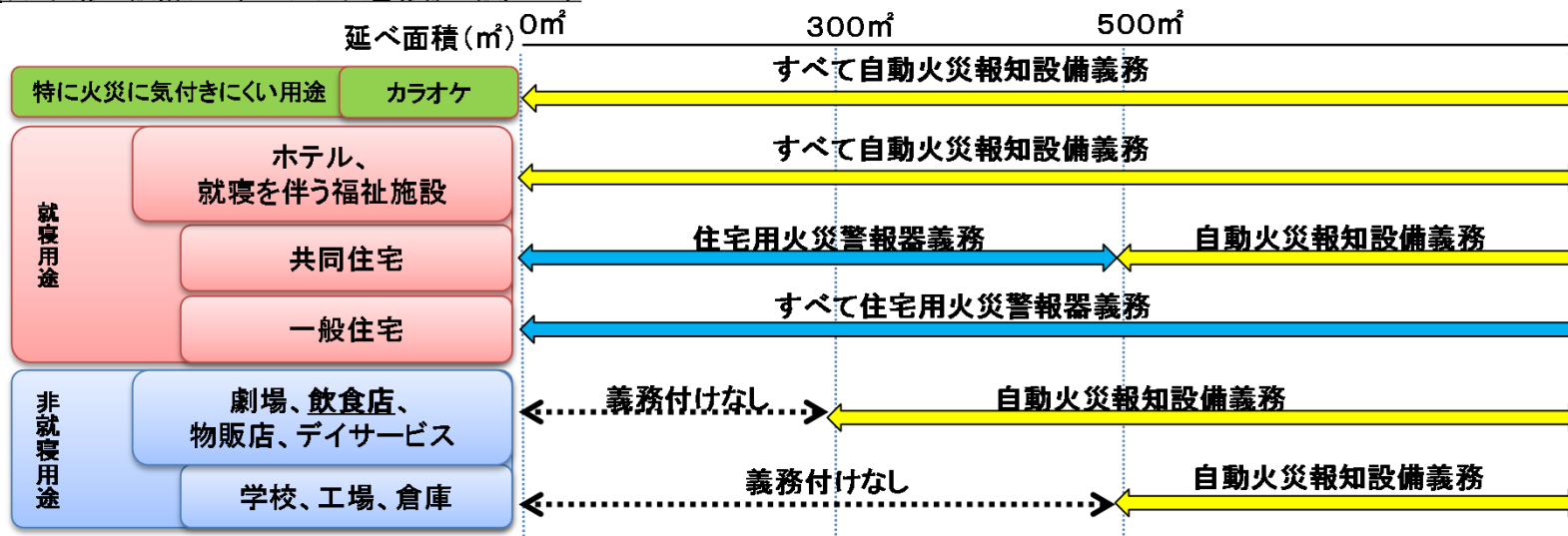


◎ 高齢者の死者数691人→611人 ◎ 高齢者100万人当たりの死者数26.82人→18.01人(約33%減)
◎ 高齢者人口 約2,600万人→約3,400万人(約31%増)(H17-H27についての比較)

自動火災報知設備と住宅用火災警報器の設置基準

- 火災時に死に至る危険性の高いホテルなどの就寝施設や火災に気づきにくい用途のカラオケ等では、火災の発生を早期に知らせる自動火災報知設備を全ての建物に義務付け。
- また、ホテル等の就寝施設と同様の理由から、専用住宅や自動火災報知設備の設置義務がない共同住宅については、寝室等に住宅用火災警報器の設置を義務付け。
- その他の用途は、建物構造を熟知しているかなど建物利用者の避難困難性を勘案し、建物規模に応じて規制。

【図5】自動火災報知設備及び住宅用火災警報器の設置基準



【図6】住宅用火災警報器と自動火災報知設備

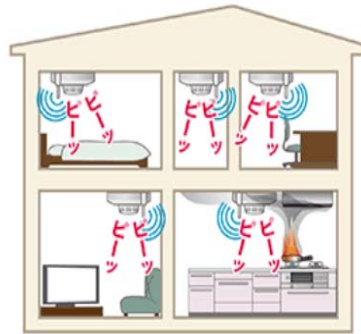


住宅用火災警報器の発展的活用

【図7】住宅用火災警報器の活用例

現在推奨しているもの

住戸内の連動



【具体例】

- ・火災を感知すると他の居室に設置された警報器も連動して警報を発する。

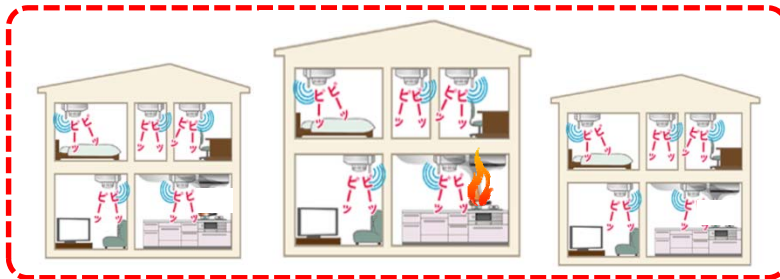
戸外警報



【具体例】

- ・住宅用火災警報器をインターホン等と連動させ屋外に警報を発する。

住戸間の連動

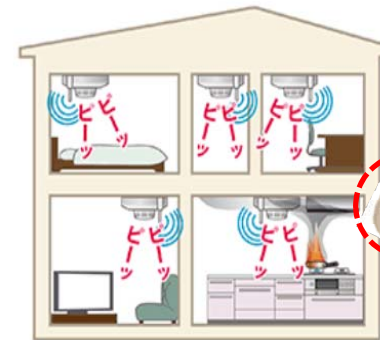


【具体例】

- ・連動型住宅用火災警報器を隣接住戸で共同設置し隣戸に警報を発する（最大15台まで接続可能）。

【課 題】

- ・共同設置には参加者の同意が必要。
- ・電波の到達範囲（概ね20～30m）に制約があり、特にトタン板・ラスモルタル壁は電波を阻害しやすいが、土壁・板壁は良好である。
- ・出火場所を把握するには各警報器を見て回る必要があり、誤報や無線障害時の警報停止等の負担がある。



【具体例】

- ・連動型住宅用火災警報器を軒下等に設置し屋外に警報を発する。

【課 題】

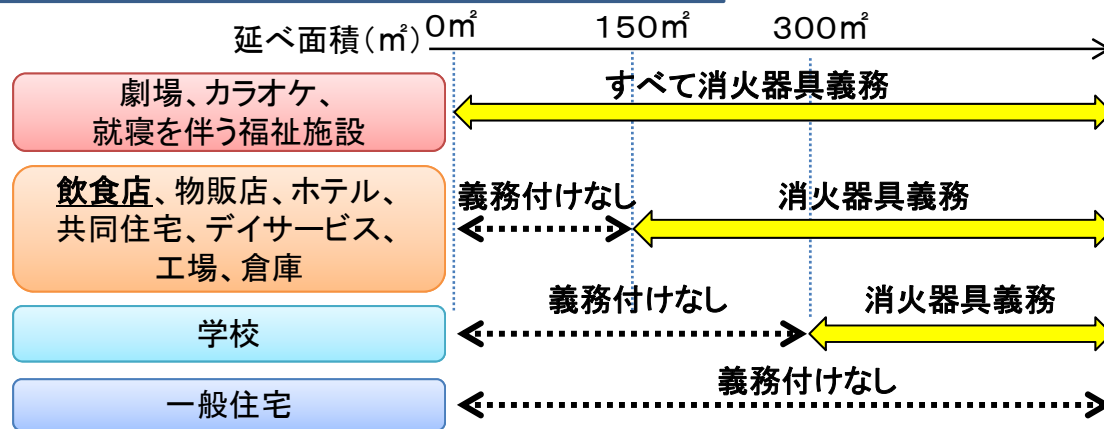
- ・住宅用火災警報器は屋内仕様のみ。

飲食店の消防用設備等の規制

●飲食店の場合、規模に応じて次の消防用設備等、防災物品、防火管理者が求められる。

消火器具	150㎡以上
自動火災報知設備	300㎡以上
誘導灯	全て
防災物品	全て
防火管理	30人以上

■消火器具の設置基準（消防法施行令第10条）



〔政令指定都市の約8割
中核市の約5割
⇒火災予防条例により火気を使用する
場所での消火器の設置を義務付け。〕

■防災物品の規制（消防法第8条の3）

- 消防法により、高層建築物、飲食店、病院等の防火対象物におけるカーテン等について、防災物品の使用を義務付け。
- 住宅においては、カーテン等の防災品のほか、エプロン等の防災製品(※)の使用を推奨。
(※消防法による使用義務のない防災性能を有する製品)

飲食店の厨房設備の規制

火災予防条例によるこんろ(厨房設備)の主な規制

(位置、構造、管理の基準)

- 厨房設備は地震その他の衝撃により容易に転倒し、亀裂し又は破損しない構造とすること。
- 厨房設備と可燃物との間には火災予防上安全な距離を確保すること。
(原則、上方100cm、側方・前方・後方15cm)
- 厨房設備の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

○排気ダクト及び天蓋※1を設ける場合の基準

- ・排気ダクト及び天蓋を設ける場合は不燃材料で造り可燃性の物品との間に10cm以上の距離を保つこと。
- ・排気ダクトを設ける場合は排気ダクトへの火炎伝送防止装置(防火ダンパー※2等)を設けること。
(注)換気扇により直接屋外へ排気する場合又は、排気ダクトの長さ等より火災予防上支障がないと認められる場合を除く。
- ・不特定多数の者が出入りする地階又は高層建築物の同一厨房室内に設ける厨房設備の入力※3の合計が350Kw以上の場合については、火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。
- ・油を使う厨房設備に天蓋を設ける場合は、グリスフィルター※4を設けること。
(注)換気扇により直接屋外へ排気する場合を除く。

(届出)

- 同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計が350kw以上の厨房設備を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

※1 天蓋(レンジフード)

高温気体及び火粉等の飛散を妨げるために厨房設備の上部に設けられる傘状のフード。

※2 防火ダンパー(火炎伝送防止装置の一種)

排気ダクト内の温度が上昇した場合に、当該ダクト内の延焼拡大を防ぐために自動的に閉鎖する弁。

※3 厨房設備の入力の例

- ・ガステーブル：
32.6kw～165kw (3～8個口)
- ・卓上型ガス炊飯器
4.88kw～11kw (炊飯能力1.4～10L)
- ・ゆで麺器：
12.8kw～18.6kw (テポ数4～9)
- ・餃子焼きグリラー
3.8kw～34.9kw (ガス接続口径9.5φ～25φ)

※4 グリスフィルター(グリス除去装置)

排気中に含まれる油脂を有効に除去するフィルター。



天蓋(レンジフード)

(参考)火元飲食店の概要

○火元建物の概要

構造	木造2階建
用途	飲食店
延べ面積	135.8㎡
収容人員	29人

○出火原因

大型こんろの消し忘れ

○火元建物の消防用設備等、防災物品、防火管理者の状況

	設置基準(飲食店)	法令上の義務	設置状況
消火器具	150㎡以上	なし	設置あり(自主設置)
自動火災報知設備	300㎡以上	なし	
誘導灯	全て	あり	設置あり
防災物品	全て	あり	規制対象となるカーテン、じゅうたん等の物品の使用なし
防火管理	30人以上	なし	